

大館能代空港旅行商品造成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館能代空港を発着する航空路線を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して助成を行うことにより、当該旅行商品の造成を促し、大館能代空港の利用促進を図ることを目的とする。

(助成事業の対象者)

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

(助成事業の内容)

第3条 助成事業の内容は別表1及び別表2のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

(申請書の提出)

第4条 助成を受けようとする事業者は、大館能代空港旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を大館能代空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(事業の承認)

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めるときは、大館能代空港旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

(変更又は中止の承認)

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、大館能代空港旅行商品造成支援事業実績報告書（様式第6号）に実績を確認できる書類の写し等を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、助成金額を確定し、大館能代空港旅行商品造成支援事業助成額確定通知書（様式第7号）により実施事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、助成金請求書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の助成金請求書を受理したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県又は一般社団法人秋田県観光連盟等が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(新型コロナウイルス感染拡大地域からの旅行)

第11条 旅行商品のうち、その催行開始日において、催行される出発地を含む行程（航空乗継地を除く。）に新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域（当該対象区域になることが明白な場合を含む。）を含むものについては、本助成の対象外とする。

2 第5条に規定する通知後に、催行される行程に前項の対象区域が含まれることとなったため、実施事業者が当該旅行商品の催行を取り止めた場合には、前項の規定にかかわらず50,000円を助成する。

(事業の経理等)

第12条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第13条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）秋田県内に宿泊する旅行商品

内容	要件	助成額
①旅行商品造成費等への助成 ※企画費、広告宣伝費、旅費、人件費及び会長が認める経費	次の条件をいずれも満たすこと。 ・当該年度の4月から2月までの期間に旅行の募集、催行及び助成対象経費の支払いを完了すること ・企画旅行（旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、教育旅行及び旅行の主たる目的がスポーツ活動等の遠征を除く。）であること ・大館能代空港発着の定期路線又は国内チャーター便を片道利用すること ・秋田県内の宿泊施設に1泊以上すること ・当該年度の2月末日までに対象経費の実績が確認できること	旅行商品造成費の10/10とし、商品1件につき5万円を上限とする。 ただし、大館能代空港を往復利用する場合、片道を秋田空港を利用する場合、又は秋田県内の宿泊施設に2泊する場合は10万円を上限とする。 次の条件を満たす場合は、条件ごとに10万円を上限として上乗せする（最大30万円を上乗せ）。 ・12月から2月の間に催行すること ・ANA721又は722便を利用すること ・秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道を利用すること
②送客実績に応じた助成	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の商品に係る実績であること ・送客実績が確認できること	送客1人につき5,000円を助成し、商品1件につき50万円（100人分）を上限とする。
③貸切バス、乗合タクシー及びレンタカー借上料への助成	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の商品に係る貸切バス、乗合タクシー及びレンタカーの借上料であること ・対象経費の実績が確認できること	バス、乗合タクシーについては、借上料の1/2とし、1台につき10万円を上限とする。 レンタカーについては、利用実績1台につき2,000円を助成する。
④航空乗継個人旅行商品の送客実績に応じた助成	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の要件を全て満たす <u>個人向けの乗継旅行商品</u> であること ・送客実績が確認できること	送客1人につき5,000円を助成し、商品1件につき50万円（100人分）を上限とする。 ※①との併用を可とする。

- ①～③を合計した上限額は商品1件につき、50万円とする。
（冬期間（12月から2月）は60万円とする。）
- ①～④を合計した上限額は商品1件につき、100万円とする。
（冬期間（12月から2月）は110万円とする。）
- 旅行商品の造成経費が上限額未満の場合は、その金額を上限とする。
- 助成額について1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 日本国外の事業者への助成額については、円建て助成額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、助成金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。

別表2（第3条関係）秋田県内に宿泊しない旅行商品

内容	要件	助成額
<p>①旅行商品造成費等への助成</p> <p>※企画費、広告宣伝費、旅費、人件費及び会長が認める経費</p>	<p>次の条件をいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の4月から2月までの期間に旅行の募集、催行及び助成対象経費の支払いを完了すること ・企画旅行（旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、教育旅行及び旅行の主たる目的がスポーツ活動等の遠征を除く。）であること ・往路に県外発大館能代着の路線を利用又は復路に大館能代発県外着の路線を利用すること ・当該年度の2月末日までに対象経費の実績が確認できること 	<p>旅行商品造成費の10/10とし、商品1件につき5万円を上限とする。</p> <p>ただし、大館能代空港利用促進協議会会員の地方自治体に所在する宿泊施設に1泊以上する場合は10万円を上限とする。</p> <p>次の条件のいずれかを満たす場合は、商品1件につき10万円を上限として上乗せする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月から2月の間に催行すること ・ANA721又は722便を利用すること

- 1) 上限額は商品1件につき、20万円とする。
- 2) 旅行商品の造成経費が上限額未満の場合は、その金額を上限とする。
- 3) 助成額について1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 4) 日本国外の事業者への助成額については、円建て助成額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、助成金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。